

# JETRO

特許庁補助金事業

## 中小企業等 外国出願 支援事業



# JETRO

1 事業者に対する  
補助金の上限額

特許 150万円

商標・意匠・

実用新案 60万円

冒認対策商標 30万円

**300万円**

日本国特許庁に行っている  
出願と同内容の  
外国出願にかかる費用の  
半額を助成  
します!

**50%**

自社の技術を  
海外企業に  
売り込みたい

海外の展示会に  
出展しよう

海外進出  
その前に  
知財の備えの  
第一歩を!

海外に  
出店を  
したい

自社製品の海外での  
模倣被害時に  
備えたい

検索!

JETRO 外国出願



<お問合せ先>

日本貿易振興機構(JETRO) 知的財産課 外国出願デスク

TEL: (03) 3582 - 5642

FAX: (03) 3585 - 7289

E-mail: SHUTSUGANDESK@jetro.go.jp



## 応募資格

- 「中小企業者」又は「中小企業者で構成されるグループ」であること。  
(構成員のうち中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)  
なお、「みなし大企業」は中小企業者には該当しません。

※中小企業者には法人資格を有しない個人で事業を営んでいる方(個人事業主)を含みます。

- 地域団体商標の出願に限った商工会議所、商工会、NPO法人
- 申請時に既に日本国特許庁に行っている出願(特許、実用新案、意匠又は商標出願)を基礎として、採択後、年内に外国出願を予定していること。

## 補助率・上限額

実績額の1/2を補助します。

1事業者に対する補助金の上限額：300万円

(1案件あたりの補助金の上限額：特許150万円、商標・意匠・実用新案60万円、冒認対策商標30万円)

## 助成対象経費

- 外国特許庁への出願手数料
- 代理人費用 国内代理人費用／現地代理人費用等
- 翻訳にかかる費用等

## 助成対象外経費

- 採択決定前に発生した経費(先行技術調査料など)
- 国内消費税および海外での付加価値税、サービス税等
- 一度外国特許庁に出願料を支払った後に追加的に外国特許庁に支払った費用(中間手続きに係る経費、審査請求費用、登録料、維持年金等)
- PCT国際出願のうち、国際段階の手数料(国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料)
- 日本国特許庁に支払う印紙代及び代理人手数料

## 外国出願支援事業の流れ

